

第三期中期目標期間実績評価書（案）

【国立健康・栄養研究所】

目 次

評価区分	記載項目	頁
評価項目 1	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置 1. 研究に関する事項を達成するための措置	6
	(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	6
	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	6
評価項目 2	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	10
評価項目 3	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	14
評価項目 4	エ 研究所の研究能力の向上	18
	オ 効果的な栄養教育手法の開発	18
評価項目 5	(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	22
	ア 論文、学会発表等の促進	22
評価項目 6	イ 講演会等の開催	26
	ウ 開かれた研究所への対応	26
評価項目 7	(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	31
評価項目 8	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	35
	(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	35
評価項目 9	(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	39
評価項目 10	(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	43
評価項目 11	(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置	47
評価項目 12	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	50
	(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進	50
	(2) ホームページによる活動状況の配信	50
	(3) 研究・業務実績の情報提供	50
	(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示	50
評価項目 13	第 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置 1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	54
	(1) 効率的な組織運営のための内部統制の強化	54
	(2) 研究の企画及び評価機能の強化	54
	(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価	54
	(4) 情報公開による透明性の確保	54
	(5) 積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用	54

評価区分	記載項目	頁
評価項目 14	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	57
	(1) 効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化	57
	(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完	57
評価項目 15	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	60
	(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置	60
	(2) 研究員の業務の適正な評価	60
	(3) 有能な研究員の登用	60
	(4) 事務職員の適正な評価	60
評価項目 16	4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	63
	(1) 事務業務の効率化	63
	(2) 事務職員の資質向上	63
	(3) 業務システムの効率化	63
評価項目 17	5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置	66
	(1) 内部評価の実施	66
	(2) 外部評価の実施	66
	(3) 評価結果の公表	66
	(4) 研究業績等の自己点検及び評価	66
評価項目 18	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置	69
評価項目 19	第 3 予算、収支計画及び資金計画 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置	74
	(1) 外部研究資金の獲得	74
	(2) 知的財産の活用等による自己収入の確保	74
評価項目 20	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置	77
	(1) 効率的な資金の運用・管理	77
	(2) 研究業務の集約化	77
	第 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	77
評価項目 21	第 5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	81
	第 6 平成 26 年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表	81

様式 2-2-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	
評価対象中長期 目標期間	見込評価（中長期目標期間実績 評価）	第二期中期目標期間（医薬基盤研究所）、第三期中期目標期間（国立健康・栄養研究所）
	中長期目標期間	平成22～26年度（医薬基盤研究所）平成23～26年度（国立健康・栄養研究所）

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	厚生労働大臣、内閣総理大臣			
法人所管部局	大臣官房厚生科学課	担当課、責任者	大臣官房厚生科学課 椎葉 茂樹 厚生科学課長	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 大地 直美 政策評価官	
主務大臣	（共管法人は評価の分担についても記載）			
法人所管部局	（評価を実施した部局を記載）	担当課、責任者	（担当課、課長名等を記載）	
評価点検部局	（主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載）	担当課、責任者	（担当課、課長名等を記載）	

3. 評価の実施に関する事項
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）

4. その他評価に関する重要事項
（目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載）

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考：見込評価)
		A
評価に至った理由	適正、効果的かつ効率的な業務運営のもと、各種ガイドライン等へのエビデンスの提供がなされ、行政施策推進にあたっての貢献が大きい。これらのガイドライン等は生活習慣病対策を行っていく上での基盤となるものであり、研究成果は今後の生活習慣病の予防に寄与するものと評価できる。また、研究の水準も高く、情報発信の実績も優れている。	

2. 法人全体に対する評価	
<p>評価期間は平成27年4月に統合新法人の発足により平成26年度を最終年度とする4年間の評価である。</p> <p>評価期間内に運動基準、食事摂取基準、健康日本21等の改定があった。これらに関し、当該研究所は、運動基準で示された基準の妥当性の評価とともに新たな身体活動指針の根拠となる研究成果や、食事摂取基準の策定に際し日本人のデータが不足している高齢者のデータを提供するなど科学的根拠となる研究成果を提供してきた。また、民健康栄養調査の結果による健康日本21の最終評価のための解析検討などを行い、健康と栄養に関する施策への貢献は大きいものがあった。生活習慣病発症における遺伝環境リスクの相互作用の研究についても、東アジア民族に特有の2型糖尿病感受性遺伝子の同定に至るなど、評価できる。さらに、健康食品についても、国の食品の安全確保に関する施策及び消費者保護に寄与する研究成果が導かれている。</p> <p>当該研究所は健康増進法に基づく業務を行っている。国民健康・栄養調査の集計業務については、毎年の調査にあたり、技術研修セミナーを開催するなど、調査の円滑な実施と精度向上に努めている。消費者庁の特別用途表示の許可に関わる申請に基づく試験業務は適切に遅滞なく実施されている。</p> <p>以上を含めた研究成果については、原著論文の採択数などに関して5年間目標数値が4年間で達成されており、質の高い研究が行われていると評価できる。関連団体や行政担当者との意見交換は社会的ニーズの把握や研究の方向性の検討に役立っているといえる。</p> <p>国際協力については、アジア地域での国際協力及び人材育成に成果を挙げており、評価期間途中の平成26年3月にWHO協力センターとして正式承認に至った。</p> <p>研究開発成果の最大化には研究所の知見、技術等の提供や情報の効果的発信が重要である。民間企業や大学等からの研究員の受け入れ及び研究者の派遣等は高い水準で行われている。また、情報発信についてはデザインの更新並びにFacebook Twitterなどの新しい提供手段の採用による情報発信を始め、その結果、研究所の全ホームページのアクセス件数は1,000万件まで増加している。その中で、健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセス数も数値目標である8,000件を大幅に超える14,000件が維持されている。国民の期待に応える役割を果たしているといえる。</p> <p>運営体制の改善に関しては、効率的な組織運営を行うため、運営会議や各種委員会等を随時開催し、内部統制の強化徹底、研究所の課題を明確にし、業務改善への取り組みの情報の共有化、役員・研究部門及び事務部門の連携がとれる体制を整備し、研究所セミナーによる研究者の交流を頻繁に行い、情報公開も適切に実施した。</p> <p>研究・業務組織の最適化に関しては、当該研究所が取り組むべき重点事項に対応した組織の改組やWHO協力センターや東日本大震災対策のためのプロジェクトチームの設置など、状況に応じた取り組みを行った。また、民間企業・大学等からの研究者受け入れ及びそれらに対する客員教授等の研究者派遣を積極的に取り組み、研究所全体の活性化に向けて努力した。</p> <p>職員の人事の適正化に関しては、当該研究所が取り組むべき重点事項に対応した人材の採用・配置をおこなった。研究者の採用にあたっては、平成23年3月に改定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則、公募による採用を行った。また、採用にあたっては、結果的に女性研究者を多く採用しており、女性研究者が多い職場となっていることから、ワークライフバランスに配慮した対応などを行った。</p> <p>事務等の効率化・合理化に関しては、一般管理費、人件費及び業務経費に対する削減は、目標を大幅に超える水準で推移している。</p> <p>評価の充実に関しては、内部評価・外部評価を毎年度、適切かつ厳格に遂行している。その評価結果は、研究部・センター単位でフィードバックし、今後の研究業務に反映するようにしている。また、研究職員毎の個別評価は、理事長及び所属長が適切に行っており、中期計画どおり着実にいった。</p> <p>業務全体での効率化については、中期目標期間の数値目標（平成22年度を基準として一般管理費（△10%）、人件費及び業務経費（△5%）に対して、平成26年度末において、一般管理費（△16.7%）、人件費（△14.1%）、業務経費（△10.2%）となっており、数値目標を達成しており、目標を大幅に上回る実績であり、適切なコスト削減により業務の効率化を推進した。また、契約に関する適正化については、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、随意契約の見直しの取り組みを公開していること、競争入札等にあたっては、参加要件及び広告期間の見直しを行ったこと、毎月の財務担当監事による検査の実施など、中期目標を達成したところである。</p> <p>外部資金その他の自己収入の増加に関しては、外部研究資金その他の自己収入の増加に関しては、競争的資金を研究費の50%以上確保するという目標に対して、中期計画4年目で58.65%という高い水準を達成できた。</p> <p>経費の抑制に関しては、施設・設備や検査機器等の共同利用、研究業務等に関する業務のアウトソーシング、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、複写機等の再リースや削減による経費節減、研究費予算執行の管理部門と研究部門の共有、人的資源の効率的な活用及び人的コストの抑制を実施したことにより、交付金は、前年度比、平成23年度は3.4%の削減、24年度は5.7%の削減、25年度は12.3%の削減、26年度は16.6%の増加となったが平成26年度は平成25年度をもって国家公務員の給与減額特例法が終了したことなどにより増加したものであり、中期目標期間を通しては職員のコスト意識を醸成するなどの管理を行い、大きな削減ができた。</p>	

その他業務運営に関しては、当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保に関する取り組みについて、中期計画期間中をとおして、毎年、職員向けのセキュリティに関する講習会を数多く実施し、職員のセキュリティ意識の向上に努めるとともに、随時、「情報ネットワークセキュリティポリシー」や「セキュリティ情報手順書」を見直し、職員自らもセキュリティチェックを実施しており、適切な対応が講じられたところである。

当該期間中、業務運営も適正、効果的かつ効率的に行われている。

以上のことから、当該法人においては適正、効果的かつ効率的な業務運営のもと研究開発成果の最大化に向け、行政施策への科学的根拠の提供や研究所の情報発信を介して、生活習慣病の予防などに大きな効果を創出するものと判断される。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

(項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、事務事業の見直し、新中長期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載。今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標策定の妥当性なども含めて改善が求められる事項があれば記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)

4. その他事項

研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)

中長期目標（中長期計画）	年度評価							中長期目標 期間評価		項目 別調 書No.	備考 欄
	x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	x 6 年度	x 7 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項											
1. 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	A	A	A	A				A	A	1. (1) ア	1. (1) ア
2. 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	A	A	A	A				A	A	1. (1) イ	1. (1) イ
3. 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	A	A	A	A				A	A	1. (1) ウ	1. (1) ウ
4. 研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究	A	A	A	A				A	A	1. (1) エ、オ	1. (1) エ、オ
5. 論文、学会発表等の促進	A	A	A	B				A	A	1. (2) ア	1. (2) ア
6. 講演会等の開催、開かれた研究所への対応	A	A	A	A				A	A	1. (2) イ、ウ	1. (2) イ、ウ
7. 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	A	A	A	A				A	A	1. (3))	1. (3))
8. 健康増進法に基づく業務に関する事項	S	A	A	S				A	A	2. (1))	2. (1))

中長期目標（中長期計画）	年度評価							中長期目標 期間評価		項目 別調 書No.	備考 欄
	x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	x 6 年度	x 7 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項											
13. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	B	A	A	A				A	A	II- 1	
14. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	A	A	A	A				A	A	II- 2	
15. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	A	A	A	A				A	A	II- 3	
16. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	A	A	A	A				A	A	II- 4	
17. 評価の充実に関する事項を達成するための措置	A	A	B	A				A	A	II- 5	
18. 業務運営全体での効率化を達成するための措置	A	A	S	A				A	A	II- 6	

を達成するための措置)
9. 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	A	A	B	B				B	B	2. (2)	2. (2)
10. 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	A	B	A	A				A	A	2. (3)	2. (3)
11. 栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置	A	A	A	B				B	B	2. (4)	2. (4)
12. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	A	S	S	S				S	S	3.	3.
大項目別評定											

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項												
19. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置	B	B	A	A						A	A	Ⅲ-1
20. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置	A	A	A	A						A	A	Ⅲ-2
Ⅳ. その他の事項												
21. その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	B	A	A	A						A	A	Ⅳ-1

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書様式【国立健康・栄養研究所】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1) ア	生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
									予算額（千円）							
									決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>第1 中期目標の期間 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事によるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。</p> <p>b ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明する。</p> <p>c 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかにより予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p>

評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】	自己評価	A		評 定		
		<p><評価と根拠> 厚生労働省策定の身体活動基準 2013 で示された基準の妥当性についての検討ならびに策定の根拠の論文化、日本人の食事摂取基準改定に資する研究の実施、将来の身体活動基準・指針改定のためのエビデンスの蓄積、大規模コホートの解析から新たに運動と食事の併用効果に関する知見の獲得など、生活習慣病予防のための研究成果は大きな進展がみられており、行政施策の遂行に寄与するところも大である。</p> <p><課題と対応> 統合を踏まえ、医薬品等の専門性と運動・栄養の専門性を融合させ、生活習慣病の予防等に有用な研究を実施し成果を生み出していくことが課題である。</p>					
<p>【評価の視点】</p> <p>・研究の質は高く保たれているか。</p>		<p>【業務実績】</p> <p>1. 国内外の一流の学術誌に掲載されるなど質の高い研究を継続して行ってきた。</p>					
<p>・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。</p>		<p>2. 主な研究成果は以下のようなものである。</p> <p>(大規模介入研究・運動コホート研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動基準 2006 で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究を実施した。(23年度) ・大規模無作為割り付け介入研究を継続実施し、23 メッツ・時/週の身体活動の実施により、腰痛有訴率が低下することを明らかにした。(24年度) ・大規模前向き研究において、介入・観察を継続した。ベースラインデータの横断解析により、身体活動基準と食事摂取基準をともに満たす者はどちらかを満たす者よりも腹囲などが良好であることを明らかにした。介入研究では縦断的分析により、23 メッツ・時/週の身体活動の実施とメタボリックシンドローム発症との関係を検討した。(25年度) ・ベースラインデータの横断解析により、サルコペニアの簡易評価法の開発、身体活動とサイトカインとの関連などを明らかにした。2年間の観察期間の動脈硬化度及び血圧の悪化がベースラインにおける全身持久力と関連することを新たに示した。(26年度) ・東京ガスコホートを中心とした身体活動疫学研究により、全身持久力とBMIががん死亡リスクに及ぼす相互作用、柔軟性やバランス能力と疾病との関係などを示した。(26年度) <p>(二重標識水法・ヒューマンカロリーメーターによるエネルギー必要量の推定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業別身体活動レベルを推定した。(23年度) ・継続的な身体活動と断続的な身体活動が脂質利用量に対して及ぼす影響を比較し、断続的な身体活動の方が脂質利用が多いという結果を得た。(24年度) ・3種類の朝食の栄養素組成によって1日の基質利用が異なるか検討し、朝食の栄養素組成が1日の基質利用と関連するという結果を得た。(25年度) ・子どもの基礎代謝量推定式や成人の身体活動レベルの推定法などについて、食事摂取基準の改定に資する結果を提示した。(26年度) <p>(糖尿病遺伝子解析やインスリン抵抗性メカニズムの解明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人・東アジア人特有の新規2型糖尿病感受性遺伝子を同定し、さらにその機能解析を行い、新たなインスリン分泌調節機構を見出した。 ・高脂肪食が生活習慣病を発症する分子メカニズムを解明するために、さまざまな臓器からアプローチを行い、インスリン抵抗性発症メカニズムについて新しい知見を見出した。(26年度) <p>(食事摂取基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の食事摂取基準 2010年版」のエビデンスの体系的レビューを行い、日本人を対象とした研究が根拠として使われているのは、推定平均必要量の算定されている栄養素の約30%しかないことが明らかとなった。耐容上限量に関しては、1980年代の論文1報で基準値を策定している栄養素が5種類存 					

	<p>在した。ライフステージ別では、特に高齢者の基準値を策定するエビデンスが国内外ともに不足していることが明らかとなった。(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の食事摂取基準改定のために1) n-6系脂肪酸および炭水化物の目標量については、2015年版で策定根拠を明示する(再レビュー)必要があること、2)目安量(AI)策定に使われている現行方法(国民健康・栄養調査の2年間プールデータを用いた中央値)が妥当であること、3)ヨウ素摂取量は耐容上限量を超えている者が一定割合で存在する事を明らかにした。(24年度) ・合理的かつ科学的信頼性の高いレビュー実施に向け、諸外国のレビューシステムを調査し、1)策定を標準化するためのレビューシステム素案、2)エビデンスフォーム素案等を作成し、策定関連会議に提出した。(25年度) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・研究の結果(介入方法など)が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。 	<p>3. (食事摂取基準に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の食事摂取基準(2015年版)」(2014年)において、平成23(2011)~25年度の論文・総説が、エネルギーだけで8件採用されるなど、食事摂取基準の改定に大きく貢献した。 ・食事摂取基準値策定の根拠となる日本人の参照体位(身長および体重)を決定するため、国民健康・栄養調査の複数年プールデータを用いて種々のパターンでの基準体位(案)を算出した。目標とするBMIを設定するための根拠として、種々のパターンでのBMI分布について解析した。 ・目安量(AI)および目標量(DG)策定の根拠のため、エネルギーおよび各栄養素の摂取量についても、種々のパターンでの摂取量根拠(案)を算出した。これらデータが食事摂取基準2015年版策定に用いられている。 <p>(身体活動基準に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのための運動基準2006、エクササイズガイド2006の改定に資するための文献的研究やメタ解析を実施し、基準策定のためのエビデンスを整理した。 ・成果は厚生労働省の「運動基準・運動指針改定のための検討会」で活用され、「健康づくりのための身体活動基準・指針2013」の策定に寄与した。 ・身体活動指針(アクティブガイド)の英語版、マレー語版、フランス語版を作成しホームページ上で公開した。 <p>(保健指導に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体活動基準(アクティブガイド)を活用した保健指導における身体活動支援のためのコアカリキュラムを策定した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。 	<p>4. 大規模コホート研究及び介入研究では身体活動量、運動量、体力等が生活習慣病の予防に有用であることが示されたが、予防の実践的な活用には時間を要する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 	<p>5. ・研究成果は、主に欧文原著論文として、インパクトファクターの高い国際学術誌に発表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図ってきた。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の意義が適切に示されているか。 	<p>6. 総説ならびに学会シンポジウム、専門家や一般市民を対象とした講演会などで研究の意義を公表・公開した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・長期的(10年以上)な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 	<p>7. 大規模コホート研究等、現時点では縦断的な研究成果を実践に生かすところまでは至っていないが、ベースラインデータの横断解析の成果など重要な知見をを継続的に公表してきた。</p>	

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書様式【国立健康・栄養研究所】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1) イ	日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
									予算額（千円）							
									決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> <p>b 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>

評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究】	自己評価	A		評 定		
	<p><評定と根拠> 健康日本21(第2次)の最終評価や次期計画の策定、食事摂取基準の策定に向けて国民健康・栄養調査のデータを活用した研究を行うなど行政施策の推進に寄与してきた。また、国民健康・栄養調査の結果の年次推移結果を厚生労働省内専用ホームページで公開し施策の活用への支援を図っている。</p> <p><課題と対応> 国民健康栄養調査の結果の分析を進め施策への活用を図っていくこと。これまでの結果をホームページ上に公開したが、その利活用研究を引き続き行っていく。</p>						
<p>【評価の視点】</p> <p>・研究の質は高く保たれているか。</p>	<p>【業務実績】</p> <p>1. 栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を継続して行ってきた。</p>						
<p>・わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。</p>	<p>2. 国民健康栄養調査の実施やそのための技術支援を通じて健康づくり施策の推進に寄与してきた。(23年度～26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康日本21」の最終評価のため、国民健康・栄養調査データの経年変化を整理し、各指標における目標値の達成状況を明らかにした。(23年度) ・次期「健康づくり運動」の策定に向けて、個人の生活習慣の改善を環境面から支援するために、平成22年国民健康・栄養調査の世帯所得別の生活習慣等について分析を行った。(23年度) ・日本人の健康・栄養状態をモニタリングする手法を確立するための基礎データを取得する目的で、厚生労働省保険局から特定健診結果データの提供を受け、解析を進めた。(25年度) ・国民健康・栄養調査結果の年次推移を「健康日本21(第二次)分析評価事業」サイトにて公開した。本データは、今後の健康施策の推進に活用が期待される。(26年度) ・国民健康・栄養調査の対象者の特性ならびにエネルギー摂取量の減少等について記述的、分析的な研究を実施し、国民健康・栄養調査結果の情報発信力の強化に努めた。(26年度) <p>国民健康・栄養調査を基盤として国民の健康・栄養のモニタリングが適切に行われることは栄養疫学研究の進歩、ひいては健康づくり施策の推進に寄与する。</p>						
<p>・日本人の食事摂取基準を策定(改定)するために有用な資料となるものであるか。</p>	<p>3. 食事摂取基準策定に資する研究として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域在住高齢者の高次生活機能低下に関わる生活習慣・栄養摂取の要因や、全般的な食事摂取状況を明らかにした。また、妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関する調査を開始した。(23年度) ・「日本人の食事摂取基準 2010年版」のエビデンスの体系的レビューを行い、不足部分を同定したところ、日本人を対象とした研究が根拠として使われているのが、推定平均必要量の算定されている栄養素の約30%しかないことが明らかとなった。耐1980年代の論文1報で基準値を策定している栄養素が5種類存在した。ライフステージ別では、特に高齢者の基準値を策定するエビデンスが国内外ともに不足していることが明らかとなった。(24年度) ・国民健康・栄養調査プールデータを用いて、高齢者の性年齢別の栄養素摂取量および生体指標を解析した。高齢者では男女ともに加齢に伴いエネルギーおよびたんぱく質等の摂取量が減少すること、貧血の頻度は加齢とともに増加し、男性では魚介類・肉類の高摂取、女性では肉類の高摂取は貧血のリスクを低下させることと関連があることを明らかにした。(25年度) ・日本人の食事摂取基準改定のために1) n-6系脂肪酸および炭水化物の目標量については、2015年版で策定根拠を明示する(再レビュー)必要があること、2)目安量(AI)策定に使われている現行方法(国民健康・栄養調査の2年間プールデータを用いた中央値)が妥当であること、3)ヨウ素摂取量は耐容上限量を超えている者が一定割合で存在する事を明らかにした。(25年度) 						

<p>・策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開しているか。</p>	<p>4. ・「日本人の食事摂取基準（2010年版）」に用いられた文献データベースを作成し、策定委員向けに公開した。（23年度） ・世界へ向けた「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の発信を目的として、英語版概要を作成し、HPにて公開した。また、JNSV誌に英語論文として公表した。（24年度） ・国民健康・栄養調査の年次推移を「健康日本 21（第二次）分析評価事業」サイトで公開した。（26年度）</p>	
<p>・国や地方自治体を実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。</p>	<p>5. データの質は客観的かつ精度の高いものを維持すべく取り組んでいる。 国民生活基礎調査と国民健康・栄養調査のレコードリンケージにより、協力率について検討した。また、栄養摂取状態の適切なアセスメント法を開発するために、食事頻度調査法の妥当性などを検証した。（23年度） ・拡大調査に対応するため、管理システムを開発した。（24年度） ・水銀血圧計が2020年に製造中止となることから、国民健康・栄養調査で現在使われている水銀血圧計から自動血圧計に移行した場合に考慮すべき事項を文献等により整理し代替測定法を検討した。（25年度～26年度）</p>	
<p>・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>	<p>6. ・研究成果は主要な学術誌に論文として発表するとともに、普及啓発事業を通じて広く一般への広報活動を行った。 ・関連する文献のデータベース化と一般公開は、将来、栄養疫学領域の研究に大きく寄与すると考える。 ・国民健康・栄養調査は継続して日本人の栄養モニタリングに活用される。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1) ウ	「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
データベースの閲覧（実績値）	1日平均 8,000件	1日平均 8,000件	1日平均 14,000件	1日平均 14,000件	1日平均 14,000件				予算額（千円）							
									決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。 また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】	自己評価	A		評 定		
		<p><評定と根拠> 科学的根拠が十分でない健康食品素材の安全性・有効性評価、並びに微量栄養素の生理機能の評価及び分析法の改良に関する研究成果は、国の食品の安全確保に関する施策及び消費者保護に寄与するものである。本成果は、機能性表示食品等の品質評価を行う上でも重要である。 ダイエット関連の健康食品素材を中心とした肝機能や薬物代謝酵素に関する基礎的検討を行った。また、健康食品による有害事象の収集と因果関係評価法の開発と実用性の検証を行った。「健康食品の安全性・有効性情報」並びに「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」に最新情報を公開し、不確かな情報による混乱防止に寄与した。 健康食品の安全性・有効性情報データベースは評価が高く、24年度以降は14000件以上の閲覧が維持され目標を大きく上回っている。</p>					
<p>【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。</p>		<p>【業務実績】 1. ・微量栄養素の生理機能の評価について、βカロテン-ビタミンA転換酵素(BCMO1)の遺伝子プロモーター上にビタミンA依存的にその受容体が結合することを確認し、その結合が比較的弱いこと、このことがビタミンAによる転写活性化が起こらない理由の一つである可能性を示した。βカロテンからのビタミンA転換に関する新たな知見が得られたことより、将来、日本人の食事摂取基準におけるβカロテンに関する新知見を提供できる可能性がある。 ・ビタミンA結合タンパク質及びビタミンKの新規生理作用を見出した。これらの成果は、医薬品としての脂溶性ビタミンの開発の手掛かりとなる可能性がある。 ・健康食品素材に関する安全性・有効性の研究成果は国内外の学術論文として発表した。</p>					
<p>・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができていますか。</p>		<p>2. ・「健康食品の安全性・有効性情報」データベース等では、最新情報の追加・更新を行い、一般に公開した。データベースはバランスのとれた食事と身体活動が重要であることを基本的考えとして作成し、信頼できる情報を収集・蓄積した。</p>					
<p>・情報発信はタイムリーに行われているか。</p>		<p>3. ・健康食品の安全性・健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約6,000名に対して定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。</p>					
<p>・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。</p>		<p>4. ・「健康食品の安全性・有効性情報」および「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースの更新・追加を行い、一般に公開した。データベースは新聞や雑誌で頻りに引用された。 ・「健康食品の安全性・有効性情報」データベースは、2015年4月から導入される機能性表示食品の登録資料に公正中立的な情報源として参照されるものである。</p>					
<p>・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。</p>		<p>5. ・情報の更新状況をホームページ上で示すとともに、ネット登録会員に毎月まとめてニュースとして提供した。 ・保健所や消費者センターの講演会、雑誌や新聞の取材を介して、健康食品の基礎知識を積極的に紹介した。 ・ホームページのユーザビリティ調査を適宜実施し、必要な改善を行った。</p>					
<p>・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。</p>		<p>6. 食品の抗酸化能評価、抗加齢やダイエット関連健康食品素材及びミネラル酵母等の安全性・有効性評価、並びに食品成分の分析法の改良を中心とする研究成果は、国内外の学会誌等に発表しており、今後、機能性食品の品質評価等を行う上で重要な成果である。特に健康食品の安全性・有効性評価に関</p>					

	<p>する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。高齢社会では健康食品の利用が益々増えてくると予想されるため、健康食品の安全性・有効性評価に関する調査研究は重要である。健康食品は多様な消費者の自己判断で利用されることから、特に安全性に関する情報収集とそれらの情報を踏まえた詳細な調査研究・情報提供を、今後も継続的に実施していく必要がある。</p>	
--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1) エ、オ	研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
ワークショップ等の参画（計画値）	各年度1回以上	年6回	年6回	年7回	年4回				予算額（千円）							
職能団体等への支援（計画値）	各年度5回以上	年5回	年6回	年7回	年4回				決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>オ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-1(1)エ、オ 研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究】	自己評価	A	評 定		
		<p><評定と根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府主催の食育推進全国大会に毎年参加し食育推進のための科学的情報を提供した。 ・生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について大規模コホート研究を行うなどして調査分析をすすめるとともに東日本大震災の被災者への健康支援に寄与する研究を継続して実施している。 ・若手研究者の研究能力の向上に努めた。 ・専門家への情報提供にも努めた。 <p><課題と対応></p> <p>効果的な栄養教育のありかたを検討する必要がある。</p>				
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の質は高く保たれているか。 		<p>【業務実績】</p> <p>1. 研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。 		<p>2. 若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。その結果、若手育成型の科学研究費補助金と助成事業における外部資金が23年度は10件（14,590千円）4件（4,647千円）、24年度は8件（10,614千円）、5件（5,747千円）25年度は11件（14,530千円）、1件（350千円）、26年度は12件（15,456千円）、2件（3,150千円）あり、若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図った。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 		<p>3. 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で発表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域高齢者住民を対象とする複数の大規模コホートを継続し、介護予防の食事要因等について調査を実施し解析してきた。アウトカム指標を把握するための調査を継続していく計画である。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。 		<p>4. 東日本大震災被災者への対応として、現地の栄養士が被災者向けに使用するためのリーフレットとその解説資料を4種類作成した。（23年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康調査に協力し、仮設住宅での野菜摂取不足や身体活動量の低下が認められた。（23年度） ・東日本大震災の被災地の栄養士・管理栄養士を対象として被災後の集団給食施設、仮設住宅、個人住宅での活動状況、食物の調達状況、情報の状況について調査を実施した。病院や高齢者施設では70%以上で食糧や水の備蓄があった。各種食品の供給は食品群により異なり、震災後1か月において米、野菜、水は70%で供給されていたが、乳製品は40%以下であった（24年度） ・東日本大震災時に研究所で作成した栄養支援情報ツールの認知度と活用状況についての被災3県の栄養士・管理栄養士を対象に調査を行い、避難所で食事提供量や個別の摂取量の把握をした者では、支援ツールの認知度が75%を超え、使用率も50%を超えていたことを確認した。（25年度） ・災害時においても栄養参照量を満たすための要因を探索するため、東日本大震災の避難所調査結果を再解析し、①近隣の避難所との連携、②外部から 				

	<p>の食事提供（自衛隊、給食センター）、③管理栄養士・栄養士の配置が有用であることを見出した。（26年度）</p>	
<p>・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。</p>	<p>5. 内閣府食育推進評価委員として参画するなど、行政施策に寄与した。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (2) ア	論文、学会発表等の促進		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
学術論文の掲載（計画値）	各年度80報以上	年106報	年106報	年104報	年85報				予算額（千円）							
インパクトファクターが2.0以上の学術誌に掲載（計画値）	各年度30報以上掲載	年43報掲載	年40報掲載	年49報掲載	年33報				決算額（千円）							
研究者一人あたりの論文引用度（計画値）	各年度2.50以上	論文引用は発表年度後になるので評価できない	年17.3	年10.4	年8.8				経常費用（千円）							
学会における口頭発表（計画値）	各年度200回以上	年203回	年174回	年221回	年258回				経常利益（千円）							
調査研究に関する一般講演（計画値）	各年度150回以上	年179回	年162回	年171回	年95回				行政サービス実施コスト（千円）							
研究成果に関する著書等（計画値）	各年度150件以上	年114件	年154件	年167件	年96件				従事人員数							
調査研究に関するメディアの報道（計画値）	各年度50件以上	年43件	年63件	年65件	年16件											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>	<p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を400報以上、口頭発表を1000回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-1(2)ア 論文、学会発表等の促進】	自己評価	A		評 定		
		<p><評定と根拠> 26年度の実績が若干低下しているが、学術論文数は4年間で401報（英文315、和文86）であり、5年で400報の目標のところ4年で達成した。インパクトファクターが2.0以上の学術誌への掲載も4年で165であり5年で150報のところ4年で達成した。質量ともに年度により変動はあるものの期間内の目標は概ね達成されている。学会発表は4年で856、著書・総説・解説は4年で531であった。</p>					
<p>【評価の視点】 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。</p>		<p>【業務実績】 1. インパクトファクターが2.0以上の学術誌への原著論文の掲載は23年度43報、24年度40報、25年度49報、26年度33報であり、高い水準を維持している。</p>					
<p>・海外において研究成果が積極的に発表されているか。</p>		<p>2. 国際学会の発表（国内開催を含む）は23年度41回、24年度31回、25年度51回、26年度62回であり、成果が積極的に発表されている。</p>					
<p>・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。</p>		<p>3. 論文発表を含めた研究成果について研究部ごとの分析、評価を行っている。</p>					

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書様式【国立健康・栄養研究所】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (2) イ、ウ	講演会等の開催、開かれた研究所への対応		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
所内見学者の受け入れ（計画値）	各年度 300名以上	年 182 名	年 447 名	年 533 名	年 643 名				予算額（千円）							
講演会の開催もしくは講師派遣（計画値）	各年度 10 回以上	年 11 回	年 11 回	年 13 回	年 20 回				決算額（千円）							
セミナーの開催（計画値）	各年度 5 回以上	年 4 回	年 5 回	年 7 回	年 10 回				経常費用（千円）							
講演会等の参加者に対するアンケート調査（計画値）	参加者の70%以上から役にたったとの回答を得る	参加者の70%以上から役にたったとの回答を得た	参加者の80%以上から役にたったとの回答を得た	参加者の80%以上から役にたったとの回答を得た	参加者の80%以上から役にたったとの回答を得た				経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p> <p>ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>イ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-1(2)イ、ウ 講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 一般公開セミナーやオープンハウス等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学を積極的に受け入れた。また、開かれた研究所へ向けて大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応した。 実績は数値目標を上回るものであり、セミナーの内容に関しても高い満足度を示しており、質的にも有用度の高いセミナーが実施されている。</p> <p><課題と対応> 一般公開セミナーやオープンハウスのアンケートの結果をもとにより普及啓発に効果的な実施のあり方を検討して行く。</p>			
<p>【評価の視点】 ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。</p> <p>・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。</p> <p>・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立っているか。</p> <p>・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。</p> <p>・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。</p> <p>・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。</p> <p>・外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。</p> <p>・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。</p>	<p>【業務実績】 1. 第13回一般公開セミナー（テーマ：健やかな老後を迎えるための食生活と身体活動）を平成24年2月25日（土）に開催し、350名近い参加者があった。第14回一般公開セミナー（テーマ：健康づくりは社会とともに）を平成25年2月16日（土）に開催し、500名以上の参加者があった。「健康と栄養をとりまく最新的话题」をテーマとして、第15回一般公開セミナーを平成26年2月15日（土）に開催し、前日からの降雪にもかかわらず、302名の参加者があった。「『日本人の食事摂取基準』改訂を踏まえた食事と身体活動」をテーマとして、第16回一般公開セミナーを平成27年2月21日（土）に開催し、809名の参加があった。 アンケートの結果等をもとにテーマを適切に設定することにより、研究所の情報発信力が高まり、ひいては健康増進につながる。</p> <p>2. 一般公開セミナー及び地方自治体が主催する技術研修セミナーへの協力など、公正中立な立場から社会・行政ニーズに沿った活動を行った。このことは、社会・行政ニーズに合った研究の実施につながる。</p> <p>3. 一般公開セミナーのアンケートでは高い満足度を得ていた。また、今後の希望についても調査をしており、次回への参考としており、今後の社会のニーズに沿った講演会、セミナーが開催され、研究活動にも生かされる。</p> <p>4. 大手新聞社、マスコミ等へ事前に情報を提供、ホームページでの紹介等を通じてセミナー等の開催について広報を行った。また、一般公開セミナーを（公社）日本栄養士会の生涯教育単位とした。</p> <p>5. 23年度は参加者の70%以上、24年度以降は参加者の80%以上から役にたったとの回答を得た</p> <p>6. 一般及び専門家からの相談並びに研修の依頼等には公正中立な立場から対応している。</p> <p>7. 23年度182名、24年度447名、25年度533名、26年度643名の見学者があった。</p> <p>8. 「総合的な学習の時間」への対応として、23年度は中学校（2校10名）、高校（3校56名）、24年度は中学校（7校35名）、高校（7校122名）、25年度は中学校（5校26名）、高校（7校87名）、26年度は中学校（4校48名）、高校（11校209名）を受け入れた。</p>				

・管理栄養士・栄養士等の専門家（再）教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。	9. 国民健康・栄養調査の技術講習を23年度4回、24年度4回、25年度3回、26年度4回行った。	
---	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (3)	研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
研究機関等から研究員を受け入れるとともに関係機関等に研究員を派遣する（計画値）	各年度受け入れ100名程度、派遣100名程度	受け入れ109名、派遣53名	受け入れ119名、派遣160名	受け入れ126名、派遣219名	受け入れ140名、派遣156名				予算額（千円）							
民間企業との共同研究（計画値）	各年度12件程度	年13件	年12件	年12件	年8件				決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	評定	

4. その他参考情報

--

中期目標	中期計画
<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p> <p>エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画4年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-1(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		<p><評定と根拠> 研究員の受入れ、派遣は平成23年度を除いては目標を大きく上回っている。中期計画期間内の共同研究の目標は5年で60件のところ、4年で45件であったが、企業の厚生労働大臣表彰につながる共同研究が行われるなどした。また、研究者の受入れ及び派遣は概ね目標を達成するとともに経年的に増加していた。</p> <p><課題と対応> 共同研究・共同利用により研究所の人材や設備の活用をすすめる必要がある。そのため意見交換の対象の拡大を検討する必要がある。</p>					
	<p>【評価の視点】 ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。</p>	<p>【業務実績】 1. 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び「予算執行管理システム」等を更新した</p>					
	<p>・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。</p>	<p>2. 法定業務である国民健康・栄養調査の集計や食品試験業務など、国の施策の推進に関わる研究室等に対して、重点的に研究者及び技術補助員を配置した。</p>					
	<p>・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。</p>	<p>3. 研究企画委員会において各研究部／研究室における調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。</p>					
	<p>・共同研究を積極的に実施しているか。</p>	<p>4. 民間企業等との共同研究や受託研究等を通じて、意見交換や学会発表を行い、積極的な連携取り組んだ。民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成23年度は13件、24年度と25年度は各12件、26年度は8件の共同研究等を実施した。</p>					
	<p>・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。</p>	<p>5. RACMEN2014やDLW Workshop2014を開催し、当研究所のヒューマンカロリメーターの共同研究、共同利用の推進を図った。</p>					
	<p>・施設・設備を有効に研究に活用しているか。</p>	<p>6. 施設管理委員会を通じて施設・設備の有効な活用に努めた。</p>					
	<p>・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。</p>	<p>7. 国民健康・栄養調査の情報等を活用し、他の研究機関との協同研究を積極的に推進した。</p>					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1)	健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報					② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）											
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
国民健康・栄養調査票の集計（計画値）	調査票受理後7ヶ月以内に集計し厚生労働省へ提出	調査票受理後7ヶ月と1日で集計し厚生労働省へ提出した	調査票受理後7ヶ月以内に集計し厚生労働省へ提出した	調査票受理後客数が4倍のため集計の10ヶ月要して集計し厚生労働省へ提出した	平成25年調査では初めて世帯構成分類を用いた集計や10年間の年次別推移の検討に必要な年齢調整後の解析を行った。自治体担当者との間の調査票の確認作業の完了後集計集計完了まで6ヶ月を要して集計し厚生労働省へ提出した					予算額（千円）						
特別用途食品試験（計画値）	検体受理から回答まで2ヶ月以内	申請8品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行った	申請9品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行った	申請6品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行った	申請3品目の分析を検体受理から回答まで2ヶ月以内に行った					決算額（千円）						
										経常費用（千円）						
										経常利益（千円）						
										行政サービス実施コスト（千円）						
										従事人員数						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関間における検査の精度管理に努める。また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第3期中期計画4年度目）

評価の視点等	【評価項目 第1-2(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 消費者庁が所管の特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施した。また、H24-26年度消費者庁事業において、栄養成分の分析方法の標準化並びに登録検査機関間の分析精度管理を実施するとともに、公定法の改定原案を作成する等、食品表示行政の遂行に著しく寄与した。 また、健康増進法に基づき厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査の調査や分析の精度管理及び精度向上にも努めるとともに、調査結果の利活用の可能性を高め、行政施策の遂行に著しく寄与した。</p>			
<p>【評価の視点】 ・健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、効率的かつ信頼性の高い調査の実施及び集計・分析に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを毎年全国で開催したほか、「食事しらべ」の改訂版を毎年作成した。</p>			
<p>・中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。</p>					
<p>・調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。</p>					
<p>・国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。</p>					
<p>・収去試験等の分析は適切に行われているか。</p>					
<p>・研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。</p>					
<p>・消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。</p>					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (2)	社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
健康・栄養に関連する団体との意見交換会の実施（計画値）	各年度6回程度	年6回	年6回	年6回	年6回				予算額（千円）							
関連機関等との意見交換会の実施（計画値）	各年度6回程度	年6回	年6回	年6回	年6回				決算額（千円）							
行政部局との意見交換会の実施（計画値）	各年度1回以上	年1回	年1回	年1回	年1回				経常費用（千円）							
健康・栄養に関連する団体との意見交換会の実施（計画値）	各年度6回程度	年6回	年6回	年6回	年6回				経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>	<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p> <p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>

評価の視点等	【評価項目 第1-2(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】	自己評価	B		評 定		
		<p><評定と根拠> 関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。</p>					
<p>【評価の視点】 ・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。</p>		<p><課題と対応> 国際的な政策研究等、行政・社会ニーズに沿った研究を実施し、研究成果の発信に努める。</p>					
<p>・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体やWHO/FAO等の会議へも参画した。国際会議への参画は研究所の国際的な地位を高めることにつながり情報発信力も高まる。</p>					
		<p>2. 一般公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。</p>					

様式 2-2-4-1 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価） 項目別評価調書様式【国立健康・栄養研究所】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (3)	国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
若手外国人研究者招へい事業により研究者を受け入れ（計画値）	各年度2名程度	年1名	年2名	年3名	年2名				予算額（千円）							
アジア地域の研究機関との交流・連携・支援（計画値）	各年度2回以上	年4回	年4回	年4回	年2回				決算額（千円）							
中期目標期間内の特許等の出願（計画値）	各年度4件程度	年0件	年1件	年1件	年0件				経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定	評定

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> <p>イ 産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター（現在申請中）の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。</p> <p>また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> <p>イ 政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。</p> <p>これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p> <p>また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。</p> <p>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-2(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力および産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じた社会還元に努めた。平成26年3月に「栄養と身体活動に関するWHO協力センター」として指定を受け、その行動計画を踏まえてワークショップの視察受入や講義対応、若手外国人研究者の招へいなどの国際協力を推進するとともに、民間企業及び他の研究機関との産学連携による共同研究を実施した。共同研究の成果は厚生労働大臣優秀賞企業部門（生活習慣病予防分野）の表彰につながったものもある。</p>			
<p>【評価の視点】 ・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。</p>		<p>【業務実績】 1. アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。また、海外の研究機関との連携の構築を図った。計画期間内にパプアニューギニア、ベトナム、マレーシア、ラオス等の研究教育機関と国際共同研究を行っているが、海外からの若手研究者の受け入れは今後さらに、アジア地域を中心とする研究機関との共同研究を推進する基盤となる。</p>			
<p>・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。</p>		<p>2. 英語版ホームページ等を通じて、わが国の食事摂取基準やアクティブガイドなど栄養や身体活動に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、WHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、果物及び野菜の残留農薬の暴露評価に関わる食品摂取量の推定のため、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課に集計データを提供した。これらの取組は海外への情報発信力を高め、今後の国際的な共同研究の推進につながるものである</p>			
<p>・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。</p>		<p>3. 大学又は民間企業等との産学連携による共同研究や研究者の派遣、受け入れ等を通じて研究成果の社会還元が図られるよう努めた。また、民間企業と秘密保持契約を締結し、商品開発のための介入試験について助言を行った。産学連携による共同研究を元に民間企業が厚生労働大臣優秀賞企業部門（生活習慣病予防分野）の表彰を受けるなど研究成果等の社会還元を努めた。</p>			
<p>・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。</p>		<p>4. 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行った。</p>			
<p>・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。</p>		<p>5. 特許等の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開、情報発信を行った。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (4)	栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
									予算額（千円）							
									決算額（千円）							
									経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-2(4) 栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置】	自己評価	B	評 定	
		<p><評定と根拠> 第三者機関に移籍を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、毎年度全国6ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどNRのスキルアップのための支援を行うとともに、健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者(NR)制度の適正な運用を図りつつNRの資質向上にも努めた。</p> <p><課題と対応> 平成27年7月までに移管を終えることになっており、移籍希望者の移籍もれが発生しないよう対応をしていく</p>			
<p>【評価の視点】 ・平成27年7月のNR制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供しているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 移管にかかる情報提供を適切に行い、NR資格保有者の第三者機関の移籍作業を平成24年4月より行うとともに、移籍していない有資格者に対して、移籍に係る情報提供を各年末に行った。</p>			
<p>・年度ごとのNR制度の移管に係る計画を作成し、円滑に移管作業を進めているか。</p>		<p>2. 平成27年7月のNR制度移管完了までに年度ごとの計画を作成し、移管作業を進めている。移管を行うまでの間、有資格者の不利益とならないよう、毎年度、全国6ヶ所において研修会を開催しスキルアップ支援を行っている。また、日本臨床栄養学会、日本食品安全協会との協力により、認定、更新単位の共有化を図った。</p>			
<p>・NR制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢に支援、協力を行っているか。</p>		<p>3. NR制度の移管先である日本臨床栄養協会と協議を行い、既資格取得者等の受け入れ態勢の協力を行った。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3.	情報発信の推進に関する事項を達成するための措置		
関連する政策・施策	X I - 2 - 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）第15条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度
ホームページへのアクセス（計画値）	各年度 300 万件	年 500 万件	年 690 万件	年 870 万件	年 1,000 万件				予算額（千円）							
ホームページ更新（計画値）	各年度 3000 件以上	年 3,500 件	年 4,800 件	年 3,914 件	年 4,656 件				決算額（千円）							
健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧（計画値）	1 日 平均 8,000 件	1 日 平均 8,000 件	1 日 平均 14,000 件	1 日 平均 14,000 件	1 日 平均 14,000 件				経常費用（千円）							
									経常利益（千円）							
									行政サービス実施コスト（千円）							
									従事人員数							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評定		評定	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実に努める。ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年300万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実を図り、積極的に活用を行う。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第1-3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S	評 定
		<p><評定と根拠> ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、目標を大幅に上回るアクセス件数（研究所全体のホームページへのアクセス件数は327万件（平成23年度）から544万件（平成26年度）と増加しており、さらに健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセス件数を加えると平成26年度では約1000万件となっている）を得ている。また26年度のアンケート調査で健康・栄養ニュースや新着情報のページがよく利用するあるいは時々利用するをあわせて70%以上となるなど有用性もあり、国民の健康の維持・増進に寄与した。</p>		
<p>【評価の視点】 ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究報告を年1回刊行、「健康・栄養ニュース」を年4回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。「健康・栄養ニュース」の登録件数は累積で約3100名（26年度）となっている。</p>		
<p>・内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。</p>		<p>2. ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかりやすいものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。また、インターネット等の情報受けて側の状況の変化を考慮し、Facebook、Twitter、Lineなどの新しい情報提供法の積極的な活用を開始した。これらにより効果的な情報発信に努めた。</p>		
<p>・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、またアクセス件数や更新頻度はどの程度か。</p>		<p>3. 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。 また、23年度～26年度のホームページへのアクセス件数、ホームページ更新件数、健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数は下記のとおりであった。</p> <p>【平成23年度】 ホームページへのアクセス件数 500万件 ホームページ更新件数 3,500件 健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数 1日平均8,000件</p> <p>【平成24年度】 ホームページへのアクセス件数 690万件 ホームページ更新件数 4,800件 健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数 1日平均14,000件</p> <p>【平成25年度】 ホームページへのアクセス件数870万件 ホームページ更新件数 3,914件 健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数 1日平均14,000件</p> <p>【平成26年度】 ホームページへのアクセス件数1,000万件 ホームページ更新件数 4,656件 健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数 1日平均14,000件</p>		
<p>・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。</p>		<p>4. 当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。</p>		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	運営体制の改善に関する事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p> <p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p> <p>(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p> <p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第2-1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と評価> 効率的な組織運営を行うため、各種委員会等を随時開催し、内部統制の強化徹底、研究所の課題を明確にした業務改善への取り組みの情報の共有化、役員・研究部門及び事務部門の連携がとれる体制を整備し研究所セミナーによる研究者の交流を頻繁に行い情報公開も適切に実施した。</p> <p><対応と課題> 今後とも各種委員会等において情報を共有し研究所の課題を明確にして、一層の業務改善に取り組む。</p>			
	<p>【評価の視点】 ・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。</p>	<p>1. 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。</p>			
	<p>・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。</p>	<p>2. 運営会議等で決定された研究所運営に関わる重要事項については、各研究部長から職員への情報伝達を徹底するとともに、毎月開催する研究交流会、イントラネットの電子掲示板等を通じて、情報や意識の共有に努めた。</p>			
	<p>・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。</p>	<p>3. 定期的な幹部会議及び運営会議を開催し、各研究部／センター及び事務部における業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、イントラネットの電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。</p>			
	<p>・業務進行管理のための体制が整っているか。</p>	<p>4. 「予算執行管理システム」を毎年度更新し、業務の進行管理及び適切な予算の執行管理に努めた。</p>			
	<p>・適切な情報公開が行われているか。</p>	<p>5. 国民への積極的な情報提供、公開に努めた結果、平成 23 年度から平成 26 年度の間において開示請求はなかった。</p>			
	<p>・設備の有効活用が図られているか。</p>	<p>6. 運動実験施設、ヒューマンカロリーメーター等について大学や企業等との共同研究等を通じて、有効利用を図った。</p>			
	<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。</p>	<p>7. 週 1 回の幹部会議、月 1 回の運営会議や研究企画委員会に加え、イントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善の取り組みを行っている。</p>			
	<p>・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>8. オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。</p>			
	<p>・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。</p>	<p>9. 所内に設置した COI 委員会（外部委員含む）において、研究所内における利益相反について、審議を行い、透明性を確保するとともに、入札にあたっては、契約監視委員会において、審議を行っている。また、研究費等について透明性確保に努めるとともに毎月監事による月次監査を行った。</p>			
	<p>・役員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。</p>	<p>10. 毎週開催する幹部会議、月 1 回の運営会議、研究企画委員会等において研究所の課題を明確にし、必要な指示を行うとともに毎年各研究部／センターと個別のヒアリングを行い、具体的な課題を示している。 なお、嘱託ポストや非人件費ポストなるものは存在していない。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を強化することにより組織・研究の活性化を図ること。</p>	<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに検証結果を公表する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第2-2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 当研究所が取り組むべき重点事項に対応した組織の改組やWHO協力センター指定や東日本大震災対策のためのプロジェクトチームの設置など、状況に応じた取り組みを行った。 また、民間企業・大学等からの研究者を受け入れ及びそれらに対する客員教授等の研究者派遣を積極的に取り組み、研究所全体の活性化に向けて努力した。</p> <p><課題と対応> 研究室の強化、運営状況の評価や研究職員の実績を反映させた処遇を図る。 また、民間企業や大学等と積極的な連携を図る。</p>			
<p>【評価の視点】 ・研究及び業務チームは適切に組織されているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 研究業務を円滑に進め、第3期中期計画をより確実に遂行するため、一部研究室の強化を図ったことにより、研究業務をより円滑に運営することができた。また、WHO協力センター指定や東日本大震災対策のためのプロジェクトチームの設置など状況に応じた取り組みを行った。</p>			
<p>・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。</p>		<p>2. 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを行った。</p>			
<p>・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。</p>		<p>3. 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。</p>			
<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等</p>		<p>4. HP上の健康・栄養フォーラムを通じ、苦情等を含む意見、要望等を随時受け付けている。また、毎年オープンハウスや一般公開セミナーを開催し、国民に開かれた研究所を目指している。さらにイントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善提案等も容易にできる環境にあり、処遇についても人事評価マニュアルに基づいて実施している。</p>			
<p>・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>		<p>5. オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるNR認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p> <p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。 なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。</p> <p>(2) 非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。</p> <p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 45名 期末の常勤職員数 45名(以内)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,139百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>

評価の視点等	【評価項目 第2-3 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定		
		<p><評定と根拠></p> <p>当研究所が取り組むべき重点事項に対応した人材の採用・配置を行った。研究者の採用にあたっては、平成23年3月に改定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則、公募による採用を行った。また、採用にあたっては、結果的に女性研究者を多く採用しており、女性研究者が多い職場となっていることから、ワークライフバランスに配慮した対応などを行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>資質の高い人材の採用や重点業務に対応した人員配置等職員の人事の適正化へ向けた取り組みを引き続き行う。</p>				
<p>【評価の視点】</p> <p>・メリハリのある人員配置ができていますか。</p>		<p>【業務実績】</p> <p>1. 当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトチームを立ち上げ、実際に被災地に出向き、災害時の栄養・食生活支援マニュアルを策定するなど、被災者支援に努めた。</p> <p>2. 研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。</p>				
<p>・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。</p>		<p>3. 各研究員については、所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。</p>				
<p>・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。</p>		<p>4. 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という国の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。</p>				
<p>・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。</p>		<p>5. 中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を採用した。平成26年度末においては、女性研究員数が、常勤研究員34名のうち20名（内外国人1名）となった。また、産休・育休の制度も整備されており、フレックスタイム制の奨励など女性が働きやすい環境づくりに努めた。</p>				
<p>・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。</p>		<p>6. 事務職員について、幹部職員による業績評価を昇給・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。</p>				
<p>・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</p>		<p>7. 人件費について、中期計画期間中において全ての年度で、予算の範囲内の執行を行った。</p>				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-4	事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第2-4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 「予算執行管理システム」の更新、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るとともに、各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 事務等の効率化・合理化については、研究の質の確保に留意しつつ今後も進めて行く。</p>			
<p>【評価の視点】 ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 所内 LAN システムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。</p>			
<p>・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。</p>		2. 設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、引き続き外部委託を進めた。			
<p>・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。</p>		3. 職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、独立行政法人の業務運営に関するセミナー、人事労務セミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。			
<p>・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。</p>		4. 予算執行管理システムをより使いやすく更新したほか、事務部と情報センターが連携して、業務システムの最適化を進めた。			
<p>・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。</p>		5. 所内 LAN システムを活用し、各種事務文書の電子媒体化を進めることにより、文書の共有化・合理化を図った。			
<p>・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。</p>		<p>6. 運営費交付金について、効率化・合理化の結果以下のとおりとなった。</p> <p>【平成 23 年度】 対前年度比 48 百万円削減 【平成 24 年度】 対前年度比 37 百万円削減 【平成 25 年度】 対前年度比 76 百万円削減 【平成 26 年度】 対前年度比 90 百万円増加</p> <p>1. ただし、平成 26 年度については、平成 25 年度をもって国家公務員の給与減額特例法が終了したことなどにより対前年度比増加となったが、平成 22 年度比 71 百万円削減と大きく削減を行った。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-5	評価の充実に係る事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第2-5 評価の充実に係る事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 内部評価・外部評価は毎年度、適切かつ厳格に遂行している。その評価結果は、研究部・センター単位でフィードバックし、今後の研究業務に反映するようにしている。また、研究職員毎の個別評価は、理事長及び所属長が適切に行っており、中期計画どおり着実にいった。</p>			
<p>[評価の視点] ・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。</p>		<p><課題と対応> 年2回の内部評価及び外部評価は適切に実施されており、今後も確実に実施し評価結果に基づき予算配分、人員配置を行う。</p>			
<p>・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 年度中間及び年度末に各研究部及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。</p>			
<p>・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。</p>		<p>2. 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。</p>			
<p>・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。</p>		<p>3. 評価結果は職員に周知するとともに、ホームページ上で公開した。</p>			
<p>・これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。</p>		<p>4. イン트라ネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施した。</p>			
		<p>5. 年2回の内部評価及び外部評価の結果を踏まえるとともに人事評価マニュアルに基づいた上司による研究への貢献度や個人の業績の評価に加え理事長による評価を行うことにより客観的な人事評価を実施した。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-6	業務運営全体での効率化を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（計画値）	平成22年度比 毎年2%以上削減	81,525千円	削減額：5,545千円 (6.8%減)	削減額：7,273千円 (8.9%減)	削減額：9,455千円 (11.6%減)	削減額：13,615千円 (16.7%減)				
人件費（計画値）	平成22年度比 毎年1%以上削減	366,765千円	削減額：8,912千円 (2.4%減)	削減額：49,261千円 (13.4%減)	削減額：69,821千円 (19.1%減)	削減額：51,846千円 (14.1%減)				
業務経費（計画値）	平成22年度比 毎年1%以上削減	122,377千円	削減額：22,664千円 (18.5%減)	削減額：20,142千円 (16.5%減)	削減額：30,027千円 (24.5%減)	削減額：12,488千円 (10.2%減)				

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価	評価	

4. その他参考情報

--

中期目標	中期計画
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p> <p>(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。 ① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。 さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>(4) 契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。 ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。 イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。 オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第2-6 業務運営全体での効率化を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 中期目標期間の数値目標（平成22年度を基準として一般管理費（△10%）、人件費及び業務経費（△5%）に対して、平成26年度末において、一般管理費（△16.7%）、人件費（△14.1%）、業務経費（△10.2%）となっており、数値目標を達成しており、目標を大幅に上回る実績であり、適切なコスト削減により業務の効率化を推進した。 また、契約に関する適正化については、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、随意契約の見直しの取り組みを公開していること、競争入札等に当たっては、参加要件及び公告期間の見直しを行ったこと、毎月の会計監事による検査の実施など、中期計画を達成したところである。</p> <p><課題と対応> 今後とも業務全般にわたり適切なコストの縮減と効率化の推進を図る。</p>			
<p>【評価の視点】 ・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。</p>	<p>【業務実績】 1. 一般管理費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、事務用複写機の保守契約の見直し等を行ったことや事務補助員1名の削減を行ったこと等により中期目標を達成した。 2. 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善をはかったこと等により中期目標を達成した。 3. 業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、東日本大震災による研究業務の停止及び縮小等があったこと、また、研究機器のリース期間満了後、新規リースを行わず、再リースで対応したこと、研究資材の節約など等により中期目標を達成した。</p>	<p>【業務実績】 1. 一般管理費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、事務用複写機の保守契約の見直し等を行ったことや事務補助員1名の削減を行ったこと等により中期目標を達成した。 2. 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善をはかったこと等により中期目標を達成した。 3. 業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、東日本大震災による研究業務の停止及び縮小等があったこと、また、研究機器のリース期間満了後、新規リースを行わず、再リースで対応したこと、研究資材の節約など等により中期目標を達成した。</p>			
<p>・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。</p>		<p>4. 一般競争入札については、仕様書の業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様にならないよう配慮を行い、発注単位についても、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とした。また、公告期間は、可能な限り4週間を確保し、これらを踏まえ実施したところである。 5. 1者応札の案件については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるよう改善に努めた。 6. 契約監視委員会及び会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施しているところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。また、契約監視委員会では、100万円以上（賃貸借は80万円以上）の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容等について事前審査を行った。</p>			
<p>・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。</p>		<p>7. 当研究所は東京23区にあることから地域手当が18%になっていることやほとんどの研究員が博士号を有するなどもあり、年齢勘案のみのラスパイレス指数は100を超えているが、各年度地域・学歴勘案の指数は事務職、研究職ではいずれも、100を下回っている。</p>			
<p>・総人件費改革は進んでいるか。 ・法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>		<p>8. 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。</p>			
<p>（1）給与水準 国家公務員と比べて給与水準が高い場合、 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p>		<p>9. 職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。</p>			

<p>・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</p>		
<p>・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。</p>	<p>10. 累積欠損金はない。(該当なし。)</p>	
<p>(2) 総人件費 ・総人件費改革は進んでいるか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。)</p>	<p>11. 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。</p>	
<p>(3) その他 ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。</p>	<p>12. 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
競争的研究資金の確保(計画値)	運営費交付金以外の競争的研究資金を研究資金の50%以上獲得	運営費交付金以外の競争的研究資金を研究資金の50%以上獲得	42.3%獲得	46.75%獲得	54.39%獲得	58.65%獲得				

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の50%以上の獲得を達成すること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第3-1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評価と根拠> 外部研究資金その他の自己収入の増加に関しては、競争的資金を研究費の50%以上確保するという目標に対して、中期計画4年目で58.65%という高い水準を達成できた。</p> <p><課題と対応> 外部研究資金を獲得するため研究費の公募に積極的に応募し外部研究資金を獲得する。また、受託研究や共同研究を積極的に受け入れ自己収入の増加を図る。</p>			
<p>【評価の視点】 ・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努めた。</p> <p>2. 国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。</p>			
<p>・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。</p>		<p>3. 当研究所が監修を行った書籍（「健康・栄養科学シリーズ」等）及びソフトから印税収入等を得るとともに、「国民健康・栄養の現状」について出版契約を締結し、自己収入の確保に努めた。</p> <p>4. 研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロア等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用にも努めた。</p>			
<p>・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>		<p>5. 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算の範囲内での執行に努めた。</p>			
<p>・経費削減の達成状況はどのようなものか。</p>		<p>6. 運営費交付金全体として、平成22年度比6.8%の削減を行った。</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	経費の抑制に関する事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価	評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の節減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由 ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途 ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

評価の視点等	【評価項目 第3-2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		<p><評定と根拠> 経費の抑制については、施設・設備や検査機器等の共同利用、研究業務等に関する業務のアウトソーシング、一定金額以上の調達を原則一般競争入札としたこと、複写機等の再リースや削減による経費節減、研究費予算執行の管理部門と研究部門の共有、人的資源の効率的な活用及び人的コストの抑制を実施したことにより、交付金は、前年度比、平成23年度は3.4%の削減、24年度は5.7%の削減、25年度は12.3%の削減となった。平成26年度は対前年度比16.6%の増加となったが、要因としては、平成25年度をもって国家公務員の給与減額特例法が終了したことなどによるものである。なお、中期目標期間を通しては、職員のコスト意識を醸成するなどの管理を行い、大きな削減ができた。</p> <p><課題と対応> 施設・設備や検査機器等の共同利用、研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、研究機能の維持に留意しつつ、人的資源の効率的活用及び人的コストの管理を図る。</p>			
<p>【評価の視点】 ・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。</p>		<p>【業務実績】 1. 各研究部／センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。</p>			
<p>・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。</p>		<p>2. 設備等点検業務や、研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。</p>			
<p>・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。</p>		<p>3. 計画と実績との差異は経費節減によるものである。</p>			
<p>・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。</p>		<p>4. 経費節減によるものである。</p>			
<p>・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>		<p>5. 耐用年数経過後も使用可能な備品を継続使用するなど有効活用を図り、また、消耗品についてもコピー用紙の両面印刷の励行などにより使用量削減に努めた。</p>			
<p>(1) 当期総利益（又は当期総損失） ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 （具体的取組） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p>		<p>6. 平成23年度～平成26年度期の各年度の総利益は、下記のとおりである。 <要因> 運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことによるもの、また経費節減によるものである。</p> <p>【平成23年度】 4,373,916円 【平成24年度】 12,468,585円 【平成25年度】 89,015,073円 【平成26年度】 47,251,283円</p>			
<p>(3) 運営費交付金債務 ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p>		<p>7. 経費節減によるものである。</p>			
<p>・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。</p>		<p>8. 経費節減によるものである。</p>			
<p>4 契約 (1) 契約に係る規程類、体制 ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。</p>		<p>9. ・平成21年7月14日付にて「1者応札・1者応募」に係る改善方策を策定し、ホームページに公表している。 ・平成21年11月2日付の「契約事務取扱要領の改正にて、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置を定め、11月9日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備するなど、契約の適正化に向けて規定等を適切に整備し運用している。</p>			

<p>・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。</p>	<p>10. 会計監事による月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、相互牽制を図っている。</p>	
<p>(2) 随意契約見直し計画等 ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む）。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。</p>	<p>11. 平成21年7月14日付にて改善方を策定しており、特に2カ年連続で1者応札であった契約については、契約監視委員会において点検を受け、具体的な原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。また、「随意契約見直し計画」については、「事務・事業を取りやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成している。</p>	
<p>(3) 個々の契約 ・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。</p>	<p>12. 会計監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	906

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
セキュリティチェック(計画値)	各年度2回以上	年2回以上	年2回	年2回	年2回	年2回				

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	評価		評価	

4. その他参考情報

中期目標	中期計画
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p>

評価の視点等	【評価項目 第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		<p><評定と根拠> 当研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリティ確保に関する取り組みについて、中期計画期間中をとおして、毎年、職員向けのセキュリティに関する講習会を数多く実施し、職員のセキュリティ意識の向上に努めるとともに、随時、「情報ネットワークセキュリティポリシー」や「セキュリティ情報手順書」を見直し、職員自らもセキュリティチェックを実施しており、適切な対応が講じられた。</p>					
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。 		<p>【業務実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部での自己チェックに加え、セキュリティ監査会社によるチェックを行った。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。 ・セキュリティチェックについては年2回以上行っているか。 		<ol style="list-style-type: none"> 2. 「セキュリティ対策実施手順書」の見直し、クラウド型ウェブファイアウォールを導入して監視体制の強化を継続して実施し、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した。 3. 年6回セキュリティ講習会（感染研と共同開催）を行い意識の向上に努めた。 4. セキュリティチェックを各年度2回実施した。 					